

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(資料Y1-2)

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成立		成立以外							計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	83	171	▲4%	254	179	75	87	0	77	0	15	0	0	0	179	0	28	57	94	179	
信託協会	0	3	200%	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0	0	2	
生命保険協会	171	345	6%	516	315	201	30	86	194	0	5	0	0	0	315	9	58	172	76	315	
日本損害保険協会	196	411	4%	607	422	185	180	2	201	0	34	1	0	4	422	3	73	218	127	421	
保険オンブズマン	8	24	▲4%	32	24	8	9	0	12	0	3	0	0	0	24	1	8	10	5	24	
日本少額短期保険協会	7	14	▲46%	21	14	7	0	7	6	1	0	0	0	0	14	1	7	6	0	14	
証券・金融商品 あっせん相談センター	309	400	▲43%	709	641	68	583	0	50	0	4	0	0	4	641	1	146	482	12	641	
日本貸金業協会	2	4	▲60%	6	5	1	3	0	2	0	0	0	0	0	5	0	2	1	2	5	
合計	776	1,372	▲18%	2,148	1,602	546	892	95	542	1	62	1	0	9	1,602	15	324	946	316	1,601	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(資料H1-2)

(令和2年4月1日～令和2年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成立		成立以外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	75	80	▲17%	155	66	89	34	0	26	0	6	0	0	0	66	0	13	17	36	66		
信託協会	1	0	▲100%	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
生命保険協会	201	177	11%	378	147	231	19	25	94	0	9	0	0	0	147	7	19	61	60	147		
日本損害保険協会	185	204	▲6%	389	185	204	77	0	100	0	7	0	0	1	185	1	15	89	80	185		
保険オンブズマン	7	13	増減なし	20	11	9	4	0	6	0	1	0	0	0	11	0	3	4	4	11		
日本少額短期保険協会	7	15	150%	22	13	9	0	5	6	2	0	0	0	0	13	0	6	6	1	13		
証券・金融商品 あっせん相談センター	68	87	▲63%	155	99	56	64	0	32	0	2	0	0	1	99	0	25	54	20	99		
日本貸金業協会	1	4	100%	5	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	5	0	1	3	1	5		
合計	545	580	▲20%	1,125	527	598	202	30	266	2	25	0	0	2	527	8	82	235	202	527		

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。